

[事案 29-112] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病および上肢痛により約 3 か月入院したので、平成 18 年 7 月に契約した生活習慣病保険にもとづき給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下の理由により、生活習慣病入院給付金および災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 通院は不可能であり、主治医の判断により入院を開始した。
- (2) 入院前の血糖値は 270～290 程度であった。
- (3) 入院中に薬の副作用でふらつき等の症状が生じた。
- (4) 入院期間中の外泊および外出や除雪作業は、必要に迫られてやむなく行った。

<保険会社の主張>

いずれの疾病も自宅等での治療が困難とはいえ、約款上の「入院」にあてはまらないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は自宅等での治療が困難であったものとはいえ、生活習慣病入院給付金および災害入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。